

## 第4章 計画の基本構想

### 第1節 基本理念

本計画の上位計画である第7次笠岡市総合計画(計画期間:平成30年(2018年)度～令和7年(2025年)度)において『元気・快適・ときめき進化するまち笠岡』を将来の都市像と定め、市民の誰もが郷土愛を感じ、住み慣れた地域でいつまでも元気で活躍できる魅力あるまち、子どもから高齢者までが共生し、安心して快適な生活を送ることができる活気と希望にあふれたにぎわいのあるまち、市民の笑顔があふれる明るいまちを目指しています。

その中で、「高齢者福祉・介護の充実」「社会保障」は、4つの戦略のうち「安定戦略“安らぐ”」に位置づけられています。

世界的な感染症のパンデミックや近年相次ぐ自然災害など、笠岡市だけでは対応できない影響から、地域の実情に応じた地域課題、一人ひとりが抱える生活・健康課題の多様化など、地域で解決していかなければいけない影響まで、様々な課題に対応し、高齢者が安らぎを感じることでできる地域社会をつくっていくためには、様々な主体の連携と協働が必要になっています。

こうした視点から、笠岡市民の誰もがいつまでも住み慣れた地域の中で元気に安心して暮らしていけるような仕組みづくりを進めるとともに、高齢者一人ひとり、また、地域の様々な活動主体の自主性・自立性を尊重しながら、包括的・重層的な地域づくりを進めていくこととしています。

その過程の中で、第6期計画では地域包括ケアシステムを段階的に構築していく、第7期計画では、地域包括ケアシステム構築の次の段階として、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく、さらに第8期計画では重層的支援体制の充実を図る中での地域共生社会の実現を見据えたものとなりました。

第9期計画では、2040年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる進化・推進により、介護保険の持続可能性を高め、地域資源を活用した多様な主体による活動や人材確保のための対策を具体的にしていくこととなります。そうした経緯を踏まえながら、第7次総合計画のもと笠岡市における「地域共生社会の実現」を目指し、『住み慣れた地域のみんなで頼り支えあい一人ひとりが自分らしく輝きいきいきと暮らせる福祉のまち笠岡』を基本理念として計画の推進を図ります。

### ～ 基本理念 ～

住み慣れた地域のみんなで頼り支えあい  
一人ひとりが自分らしく輝きいきいきと暮らせる  
福祉のまち 笠岡

## 第2節 基本目標

### 基本目標1 生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために

高齢者が、長年培った豊富な知識や経験、技術等を生かして、積極的に地域に参加する生涯現役の社会づくりを進めます。

また、地域での支えあいを推進するため、多様な主体による地域活動の担い手として、一人ひとりがいきいきと自分らしく暮らせる仕組みを構築します。

### 基本目標2 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために

高齢者がいつまでも元気で住み慣れた地域で生活を送るためには、自らの健康状態を把握し、健康増進を図ることが大切です。また、高齢者が要介護状態等にならないための介護予防・生活支援サービス等の提供、さらには医療や介護が必要になったとしても、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために、医療と介護の連携強化や認知症対策を進めていきます。

また、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、その中核機関を担う機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

さらに、地域共生社会の実現のための地域資源を生かした生活支援サービス等のコーディネートや重層的支援体制整備の観点を重視した相談支援体制の充実を進めます。

### 基本目標3 自分に合う環境で安心して暮らせるために

住まいは生活の基盤となります。住み慣れた地域でいつまでも暮らせることは非常に重要ですが、高齢者の心身の状態に合わせて、様々なサービスを利用しながら、住まいや住まい方を変えていくことも必要です。

また、今後も高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、家族や地域とのつながりが急速に薄れ、地域社会から孤立し、日常生活や介護に不安を抱える高齢者が多くなることが危惧されます。特に、認知症等により判断能力の低下した者や家族などからの支援が見込めない、身寄りのない高齢者に関する権利擁護業務の充実した対応が求められます。そのため、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、地域の権利擁護支援の総合窓口として設置した中核機関の設置と密接に連携した取組を進めます。

### 基本目標4 効率的で適正な介護保険サービスの提供

生産年齢人口の減少と年齢別の人口構成の変化や介護現場の人材不足をはじめ、介護保険制度を取り巻く環境がますます厳しさを増す中で、高齢者に安心して介護保険サービスを利用していただくため、サービス水準の維持と質の確保と向上が重要となる一方、介護保険料とのバランスいわゆる「給付と負担のバランス」を適正なものとする必要があります。

また、笠岡市としても、岡山県福祉人材センターや備後圏域連携中枢都市圏事業を活用した介護人材の確保に努め、国の掲げる介護離職ゼロを目指すとともに、医療病床の慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要の受け皿整備についても適切に取組を進めます。あわせて、介護人材の処遇改善や作業効率向上のための取組を支援するため、福祉のDX化などの取組を進めます。

これらの取組により、介護保険制度について、適正な運営を担保するとともに、持続可能な制度となるよう介護給付費適正化の取組も進めていきます。

### 第3節 施策体系

#### 第5章 （基本目標1）生涯現役でいきいきと自分らしく暮らせるために

- 第1節 積極的な社会参加の継続と促進
- 第2節 地域での支えあいの推進

#### 第6章 （基本目標2）住み慣れた地域でいつまでも暮らせるために

- 第1節 健康づくり・介護予防の推進
- 第2節 在宅医療と介護連携の推進
- 第3節 認知症施策の推進
- 第4節 地域包括支援センターの機能強化
- 第5節 地域共生による相互支援のまちづくり

#### 第7章 （基本目標3）自分に合う環境で安心して暮らせるために

- 第1節 住まい方の支援・施設等の充実
- 第2節 日常生活の支援
- 第3節 高齢者虐待防止・権利擁護
- 第4節 島しょ部の介護・福祉の推進

#### 第8章 （基本目標4）効率的で適正な介護保険サービスの提供

- 第1節 介護保険サービスの適正な運営
- 第2節 介護保険制度の持続可能性の向上
- 第3節 介護保険サービスの基盤整備
- 第4節 サービス別事業量の見込み
- 第5節 保険料の算定

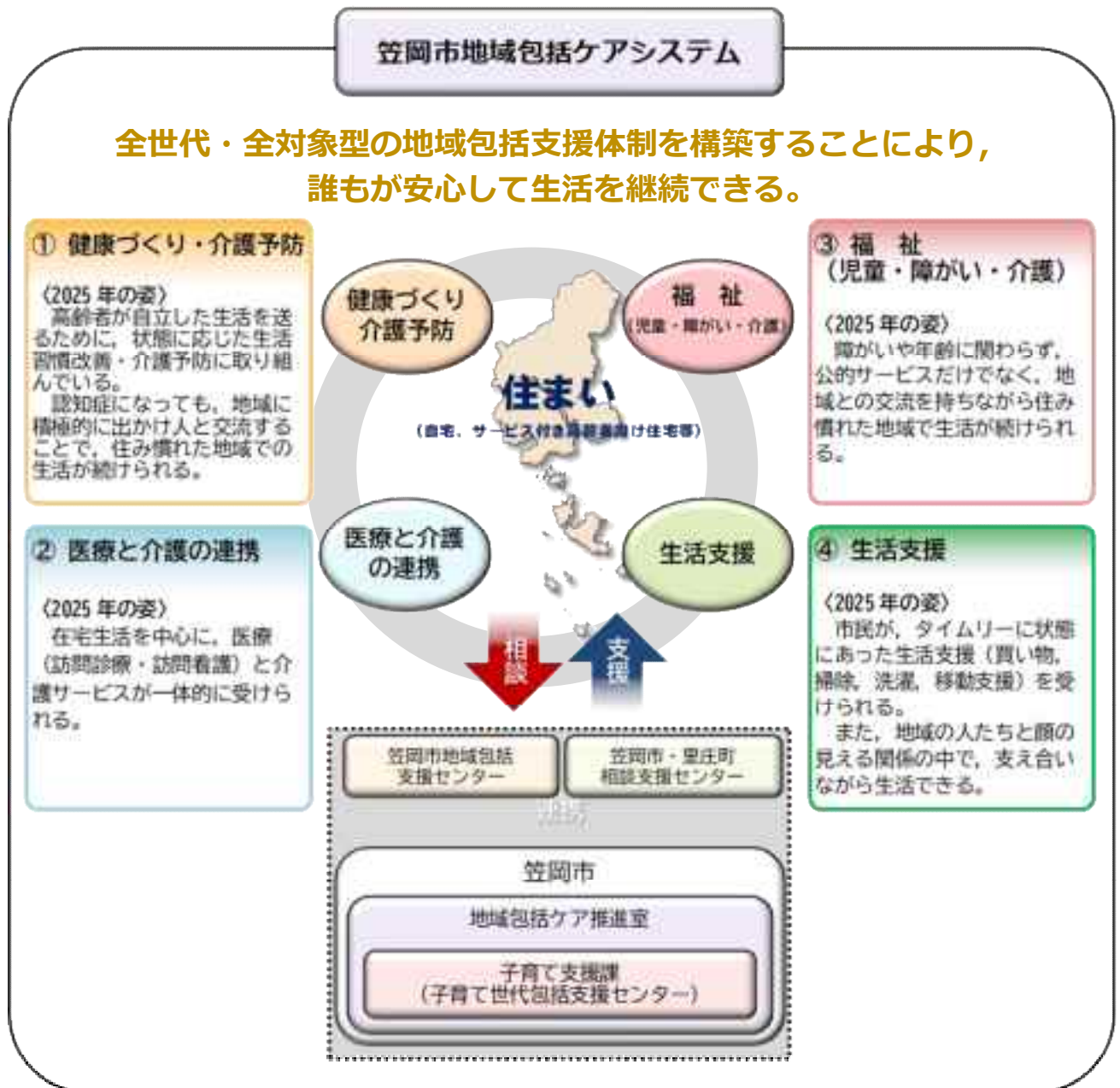
#### 第9章 計画の推進について

- 第1節 広報体制の充実
- 第2節 推進体制の確立
- 第3節 計画の進捗管理と評価

## 第4節 笠岡市の目指す地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現 (地域共生社会の目指す姿)

### (1) 笠岡市の目指す地域包括ケアシステム

笠岡市の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組(全体像)と4つの柱(目標)



笠岡市における地域包括ケアシステムの構築のため、健康福祉部内に新たに「地域包括ケア推進室」を立ち上げ、目指す姿を『全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築することにより、誰もが安心して生活を継続できる』として、右図のような体制図に基づき、庁内外の様々な分野からの意見を取り入れ、理念および施策展開を実施してきました。

本計画の位置づけとしては、根拠法が老人福祉法および介護保険法であることから、対象を高齢者に限定したものととして策定します。しかし、今後は2040年を見据え、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防の5つの柱を掲げる高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」をベースとして、伴走型支援を軸とした子どもや障がい、生活困窮といった分野を横断的に連携する包括的かつ重層的な支援体制の充実を図る必要があります。

この点を踏まえ、本計画は地域共生社会の実現を念頭に置き、上位計画である「笠岡市地域福祉計画」および保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める他計画と連動させ、推進していきます。

## (2)重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき、一体的に実施する事業です。

具体的には「①属性を問わない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」の3つの取組を支援の柱とします。これらの支援をより効果的に実施するために「④多機関協働による支援」「⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業となります。

重層的支援体制構築事業の概念図

